

京 都 大 学 医 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第1条の2 京都大学通則(以下「通則」という。) 第53条の2第3項ただし書の規定による標準修業年限は、1年とする。</p> <p>2 前項の規定は、<u>2年以上の臨床経験を有し、又は卒後臨床研修を修了した医師若しくは歯科医師について、医学研究科会議(以下「研究科会議」という。)が定める教育課程を履修する場合に適用する。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第14条 通則第57条の規定により学位の授与を申請した者の学識の確認は、専攻学術に関する試問のほか、<u>外国語2か国語を課する。ただし、外国語の試問については、研究科会議において特別の事情があると認めた場合は、1か国語のみとすることができる。</u></p> <p>2 前項の規定による試問は、筆答及び口頭により行う。ただし、研究科会議の議を経て、他の方法によることができる。</p> <p>3 第1項に規定する者に係る提出論文の審査及び試験は、博士後期課程及び博士課程における論文の審査及び試験と同一の手続による。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第1条の2 (同 左)</p> <p>2 前項の規定は、<u>医学研究科会議(以下「研究科会議」という。)が定める資格又は要件を具備する者について、研究科会議が定める教育課程を履修する場合に適用する。</u></p> <p>第14条 通則第57条の規定により学位の授与を申請した者の学識の確認は、専攻学術に関する試問のほか、<u>外国語1か国語の試問を課する。</u></p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>